

平成30年土佐清水市議会第2回定例会12月会議会議録

第9日（平成30年12月11日 火曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

（議案の委員会付託）

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 谷口佳保君 | 2番 | 弘田 条君 |
| 3番 | 武政健三君 | 4番 | 山崎誠一君 |
| 5番 | 吉村政朗君 | 6番 | 作田喜秋君 |
| 7番 | 岡本 詠君 | 8番 | 甲藤 眞君 |
| 9番 | 細川博史君 | 10番 | 前田 晃君 |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

なし

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|------------|------|--------|
| 議会事務局長 | 窪内 研介君 | 局長補佐 | 中嶋 由美君 |
| 議事係長 | 前田 利実君 | 主幹 | 谷前 恭子君 |
| 主幹 | サード・ジェイソン君 | | |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|    |        |     |        |
|----|--------|-----|--------|
| 市長 | 泥谷 光信君 | 副市長 | 磯脇 堂三君 |
|----|--------|-----|--------|

|                     |         |                         |         |
|---------------------|---------|-------------------------|---------|
| 会計管理者兼<br>会計課長      | 横山 周次 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員        | 沖 比呂志 君 |
| 企画財政課長              | 横山 英幸 君 | 総務課長                    | 野村 仁美 君 |
| 危機管理課長              | 岡田 敦浩 君 | 消 防 長                   | 上原 由隆 君 |
| 消防次長兼<br>消防署長       | 宮上 眞澄 君 | 健康推進課長                  | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長              | 吉永 敏之 君 | 市 民 課 長                 | 中津 恵子 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長   | 田村 善和 君 | まちづくり対策課長               | 早川 聡 君  |
| 観光商工課長              | 倉松 克臣 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長    | 二宮 眞弓 君 |
| 水道課長                | 谷崎 清 君  | じんけん課長                  | 小松 高志 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長 | 岡田 旭生 君 | 収納推進課長                  | 西原 貴樹 君 |
| 教 育 長               | 弘田 浩三 君 | 学 校 教 育 課 長             | 中津 健一 君 |
| 生涯学習課長              | 伊藤 牧子 君 | 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 亀谷 幸則 君 |
| 選挙管理委員会<br>事務局長     | 井上 美樹 君 | 監査委員事務局長                | 文野 喜文 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時11分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。そしてお疲れさまでございます。定刻でございます。

ただいまから平成30年土佐清水市議会第2回定例会12月会議第9日目の会議を開きます。

昨日に続き、一般質問を行います。

11番 浅尾公厚君。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） おはようございます。清友会の浅尾でございます。

何か、先ほどの訓練でちょっと力が抜けたような感じがしますが、ひとつよろしく願いします。

それでは、早速ですが、通告に従いまして質問していきますので、市長さん、よろしく願いします。

では、早速市長さんにお伺いします。今、現在ある益野の航空自衛隊の基地を拡大し、隊員の増員をお願いしてはどうでしょうか。自分は、今まで何回か益野の航空基地に飛行機というか、空の遊覧を楽しむために何回か益野の基地に行ったんですけども、今現在、益野の基地というのは、大型ヘリコプターCH-47が1機だけしか着陸できないような状態です。今、このままで1機しか着陸できないような状態であれば、南海トラフ地震が30年以内に発生すると言われております。今の広さでは、恐らく物資もそんなに搬送できないと思います。いろんな面で限られてきます。そのためには、今ある基地を拡大し、拡大すれば隊員もふえます。隊員がふえれば家族がふえ、清水の人口も多少なりともふえるのじゃないかなと思っております。そして若い隊員がふえれば、新生児も子供もふえます。また、拡大し、オスプレイが少なくとも2機着陸できるようになれば、多くの隊員、物資、けが人、病人などが搬送できると思います。

災害時にはお願いしなければならないと思っております。そういう考えで、この質問をするような思いに今回至りました。けど、これはもう何年か前に僕は頭の中で構想を練っていたんですが、なかなかこういう自衛隊とか国にお願いするのは難しいんじゃないかなという思いで、ずっと心の中に秘めてまいりましたが、今現在、隊員がふえれば新生児もふえるという思いのほうが強くなり、今回市長さんをお願いするようにいたしました。災害時においてお願いしなければならないと思いますが、市長さんの考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 自衛隊の基地拡大と隊員増員ということではありますが、これまでの経過について少し触れておきたいと思います。

実は、平成28年4月22日、当時、今、議長の永野議長が前回の議長の時でありましたが、議長とともに広島市にある防衛省中国四国防衛局を訪問し、当時の菅原防衛局長と面談した経過があります。このときはですね、もう一つ大事な要望がありまして、それは今、これは実施になっておりますが、三崎地区の水道施設改修工事。自衛隊の基地周辺整備事業というのがありまして、その三崎地区の老朽化した水道施設を改修するために、総工費6億円のうちの半額の3億円を基地周辺整備事業でつけてほしいということで、永野議長と一緒に防衛局のほうに要望に行きました。そのかいあって三崎地区の事業が開始となっております。その要望とあわせて、南海トラフ地震への対応といたしまして、分屯基地のヘリポート拡張について、これは防衛協会土佐清水支部との連名でヘリポート拡張の要望した経過があります。

ただ、基地の再編ということになれば、国の防衛大綱や防衛計画、この中でしっかりと位置

づけをしなければならないというふうなやりとりがありまして、施設のほうは本省のほう、防衛省のほうにというアドバイスもいただいて帰ってきた経過があります。

その後、経済団体が高知県知事との要望活動の中で、この問題を、また知事のほうにも要望した経過がありまして、高知県としてもヘリポート拡張について足並みをそろえてやっていこうということで回答を得ておりますが、今後におきましても、やはり南海トラフを想定した場合には、やはりヘリポートの拡張というのはやっぱり必要になってくると思いますので、引き続き防衛協会土佐清水支部と一緒に対応してまいりたいと思っております。

ただ、先ほども言いましたように、宿毛市では海上自衛隊の誘致とかですね、それから陸上自衛隊が香南市のほうにあります。全体がやっぱり防衛計画に基づいた配備ということになると思いますので、なかなかハードルは高いと思いますが、今後もこの件については防衛協会の土佐清水支部と一緒にやって要望活動を行っていききたいというふうに思っております。

○議長（永野裕夫君） 11番。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） ありがとうございます。ぜひとも強い願いを込めて要望いたしてください。というのは、やっぱり今までの、これだけ今きているCH-47大型ヘリコプター1機の物資だけでは、恐らく災害が起きたときには間に合わないと思います。せめてオスプレイ2機ぐらいが離着陸できるような基地拡張をお願いしたいと思っております。これは国との交渉であり、大変難しいとは思いますが、これから起こるであろう南海トラフ地震に向かってよろしく願いいたします。

次に、先ほどちょっと申しおくれましたが、私は清水未来計画についてという質問をしております。未来といってもそんなに長くない、何十年も先じゃない。恐らく2、3年、5、6年先になるかもわかりませんが、一応、未来計画についてという質問をしております。

ただいま、基地の拡大でオスプレイのお願いをし、次は大学、または専門学校の誘致についてはどうでしょうか。ジョン万サミットの折、東洋大学の教授も言うておりました。土佐清水市にジョン万大学を開校してはどうだろうか。大学となると、かなり広い土地が必要になります。敷地が必要になります。その土地というのは、今現在荒廃しておる田畑を活用すればいいのではないかなという浅はかな考えを持っております。専門学校であれば、それほど広い土地は要らないのではないかな。専門学校は清水のすばらしい材料を使った、例えば調理師学校。この調理師学校は大体2年でしょうけれども、3年にしていただき、3年間の学問を学んでいただき1学年50名として3年間で150名と、単純な計算ですけど、そういうふうな計算になり、人口が1年たったら50人ふえ、2年たったら100人、3年たったら150人という、単純な計算でも清水の人口が150人ふえるということです。

それともう一つ私が思うのは、土佐清水市は太平洋が前にあります。太平洋が前にあるということは、回遊魚がいます。できれば調理師もすごいと思いますけれども、回遊魚の研究専門学校とか、そういうのを誘致できればすごいんじゃないかなというふうに思っております。

若者が清水に来れば地域にも活気が生まれ、明るくなると思います。防災についても学生たちとともに活動し、災害時には地区住民と学生たちが励まし合って避難し、また地区の、例えば祭りの行事とか、その他もろもろにも参加させ、にぎやかにできると思います。こういうことを考えれば、一番清水の人口減を防ぐためにも、少ない人数かも知れませんが専門学校、またはできれば大学誘致を考えていただけないでしょうか。市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 若い世代が来れば活気は出るとは思いますし、確かに大学誘致による定住人口の増加や地域コミュニティの活性化等の効果はあると考えます。ただ、言うのはしやすいんですが、実際に誘致をすればいろいろなハードルがございます。例えば資金面で言っても、誘致した大学・専門学校に対する地方自治体の支援策。これは土地や建物などの物的支援や補助金という形での金銭的支援が伴うということでありまして、また報道などによりますと、今話題になっている加計学園の獣医学部。これについては用地、これは評価額ということなんですが、用地に対して36億7,500万円。愛媛県と今治市が最大96億円という補助金を捻出するという報道があったところであります。

このように、先進地における失敗例、成功例、いろんなものがあると思いますが、多くの場合は誘致に係る経緯というものもあるとは思いますが、その時点における地方公共団体の財政事情、ほかの補助金との整合性、そういった総合的なものを検証、精査しなければならないと思っております。

東洋大の岩下哲典教授とは、ジョン万次郎でつながっているいろんなアドバイスを御指導いただいておりますが、この前の11月4日のジョン万サミットに来た際にも、ちょっとジョン万国際大学という、この構想を投げかけられております。これは中浜の小学校が休校になりましたので、ここを活用できないか。それとも清水高校の後を活用できないかということで、それも余り多い人数ではなくてですね、外国からの留学生も含めて40名から50名を一学年。そういった具体的な提案もいただいておりますが、何分にもこれについては県の支援もなくてはなりませんので、これから具体的に本当にできるのかどうかも含めて、ちょっとすり合わせにも協議といいますか、助言もいただきたいというふうに考えております。岩下先生は、ジョン万

次郎の生誕200年。つまり2017年ごろをめぐり、ちょっと考えていこうということも言ってくれておりますが、いろんなハードルもあると思います。ただ、浅尾議員の今回の提案についてはですね、前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 11番 浅尾公厚君。
（市長 泥谷光信自席）

○市長（泥谷光信君） 済みません。

○議長（永野裕夫君） 市長。
（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 訂正をお願いします。ジョン万次郎の生誕は2027年であります。

○議長（永野裕夫君） 11番。
（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

ただ単に専門学校・大学誘致、学生が来ればいいという思いだけでこの質問をしたわけではなく、もし学校ができれば観光なんかにもすごく活気ができると思います。例えば、50人の子供が来、私らもそうでしたけれども、子供がよその学校へ行けば、その学校はどういうところであって、どういうものを食べ、どういう環境であるかというのは、まず親は心配します。

その親が、例えば清水に専門学校・学校ができ、清水に子供たちが来れば、親は必ず来ると思います。その親が、まず清水に来れば清水はどういうとこかということをお観光するはずで、来れば旅館に泊まり、ホテルに泊まります。そうすると旅館業・ホテル業も活気ができると思います。夜になれば子供と食事をします。食事をします。それはどこで食べるかという、恐らく清水市内の食堂とかレストランに行きます。食堂も活気をつきます。引き続き、例えば竜串に行き、足摺に行き、観光します。そうすると帰りにはお土産を買います。お土産を買うということは、旅館業であれ、菓子の製造業であれ、かなり活気ができ、昔のような観光客が多い時代に帰るのではないかなという私は思いがあります。そうすれば、清水全体が活気がみなぎるのではないかなと思っております。今まで観光客がすごいときには、全ての面、漁師にしてもお百姓さんにしてもかなり活気があり、自分たちがつくったものが全て観光客に食べていただき、すごい好評であったと思います。それが学校ができること自体で、それだけの活気ができるのではないかなというふうに私は思っております。

ただ、学生たちには朝・昼・晩の区別がありません。区別がないということは、地元の人たちが寝るときに学生たちは起き、その時間差がちょっと心配であり、いいことばかりではないんですけれども、地元の人たちの時間帯と学生たちの時間帯がちょっと狂い、トラブルも起きるのではないかなという、そういう心配もしております。

人口減の心配も、今以上の心配をする必要もなくなるんじゃないかなというふうには思っております。移住、Iターン、Jターン、Uターン。この人たちの募集もすごくいいとは思いますが、学校ができることによりIターンやUターンの人数に比べれば、かなりの人数が清水に入ってきます。また、学生たちが卒業すれば清水はいいところであろうということで、ここに住みつき結婚し、子供ができるかもわかりません。そういう思いで私はこの質問をしております。また、基地拡大もそうです。隊員増もそうです。学校を誘致すればいいのではないかなと、すごいそういう思いで、この場に立っております。

ちょうど44、5年前になると思いますが、本市の議員さんが、皆様も多分御存じであると思っておりますけれども、その議員さんが私に、土佐清水市に大学の誘致を考えているが、お前はどうかと聞かれたことがあります。その当時は清水は景気がよく、人口減を心配することもなかったです。ただ、交通の便は最悪でした。こんな不便なところに大学をと言っても、来る人は誰もいないと答えた記憶があります。

今現在は、陸海空とも大変便利になり、清水はすぐ近くになりました。清水の人口減はとめることはできないと思う。だったら、今から土佐清水市がどういうふうにまちづくりをつくっていくかを考え、迎え、今度は逆に子供たちを迎え入れるような体制をつくっていったらどうでしょうか。市長さん、お考えをお願いします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 方向論としては一緒なんですけど、具体的に、それではどうやっていくのか。そこが一番大切なところでありまして、特に現実的にできるかどうかも含めてですね、やはりこの時代の流れもありますけど、そういう必要性は感じているものの、これが本当に実際に実現するかどうか、そこら辺はじっくりと検討していく必要があると思っております。

○議長（永野裕夫君） 11番。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

この問題は、自衛隊の拡大にしても学校誘致にしても、かなりの問題はあると思います。けれども、これから土佐清水市はどんどんどんどん人口が減り、年寄りといったら失礼ですけども高齢者ばかりになっております。私たちは、どこに行ってもこれから清水はどうするがやというような意見もかなり聞かされております。そうなってくると、やっぱり私の考えは、今言ったような学校誘致とか自衛隊を拡大し、隊員をふやせば活気が出ると。ある基地では、若い隊員がかなりふえて、その町は何10万人という人口になったということも聞いております。それは難しいかも知れませんが、いろいろなクリアをしていただき、難題が多くある

と思いますけれども、これから清水の未来のまちづくり、計画を進めていっていただくよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。再度、市長さんにお伺ひを、またお伺ひしますけれども、進めていっていただけないでしょうか。お伺ひします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど答弁したようにですね、思ひはわかります。ただ、実際に具体的にどうやっていくのか。これはやっぱり詰めた議論をしていかなければなりませんので、思ひだけではなかなか実現しませんので、具体的な事例も含めて、できることから手をつけていきたいと思ひております。

○議長（永野裕夫君） 11番。

（11番 浅尾公厚君発言席）

○11番（浅尾公厚君） ありがとうございます。

今回の質問は、未来都市と未来計画ということで質問し、自分でも未来については、これほどわかってないというような問題でありまして、市長さんには迷惑をかけたと思ひますけれども、やはりこれから清水人口減を少なくするため、清水を活発にするためには、何か大きな企業じゃなくて、何かそういう公共機関とか学校機関というのを土佐清水市に引っ張るようにしていただき、清水の町を活気づけるような形に持ってってもらいたいという思ひで質問いたしました。

私はいつも短いですが、今回もこれで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時33分 休 憩

午前10時49分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 皆さん、こんにちは。新風会の細川博史でございます。

月日がたつのは早いもので、あっという間に1年が過ぎようとしております。この1年を振り返れば、ことしも自然災害の多い年であったように感じております。隣の愛媛県でも甚大な被害を与えました、平成30年7月豪雨災害。平成30年北海道で起きました、胆振東部地震等、私たちの予想をはるかに超えた自然災害が続いております。犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、今なお復旧に御尽力されている方々に敬意を心から送りたいと

思っております。私たちも気を抜くことなく、さらに災害に強いまちづくりを目指し、市民一丸となって取り組んでいかなければならないと改めて思うところでございます。

そこで今回は、土砂災害等の災害防止及び国土保全の観点から、森林に関する質問をしております。土佐清水市は海の町というイメージがありますが、山に降った雨がしみ込むことでろ過され、きれいな水となり川から海に流れることにより、青々とした土佐の湾を形成しております。文字どおり、森林は水源の涵養的な役割を果たしており、ここ土佐清水市には2万2,788ヘクタールの森林があるとお聞きしております。森林を整備することで、二酸化炭素削減につながる地球温暖化防止、災害防止、国土保全、水源涵養等のさまざまな役割機能を果たしており、私たちに広く大きな恩恵を与えており、それにより適切な森林整備をすることは我が国の保全や国民の命を守ることはもちろんのこと、地方創生や快適な生活環境の創出にもつながると思っております。

しかしながら、我が国の森林率は67%。国土の3分の2が森林に覆われており、これらの森林を適切に整備していくことは多額の財源が必要になり、整備が計画どおりに進んでいないのが現状であると思っております。

そこで、農林水産課長にお伺いいたします。まず、森林環境税と森林環境譲与税の2つの税ができた経緯はどのような内容なのでしょうか。教えてください。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

その前に、先に現在の国の動きについて少し御説明させていただきます。

平成30年通常国会において森林関連法が見直しされ、翌、来年ですが平成31年4月より新たな森林管理制度が施行される予定となっております。この新たな制度が開始されることを踏まえ、平成31年度の税制改正において森林環境税及び森林環境譲与税が創設されるという動きになっておりまして、あくまで現在は2つの税ともに仮称であります。これから以降は仮称という表現は除いて答弁させていただきますので御理解ください。

それでは、この2つの税が創設された経緯についてお答えいたします。

外国産などの安価な木材供給ができるようになったことで、コストがかかる国産木材の需要が減少。結果、森林所有者の経営意欲が低下し、管理されないままの人工林の森林が多く存在してきています。そのほかにも境界未確定の森林や所有者不明の森林など、手入れされないままの森林が増大。それが原因で森林が有する公益的機能が失われてきていること。また、それらの森林の管理には多額の費用が必要になるとの課題から、森林を守るための財源確保につい

ては国の動きに先んじた地方団体等から声が挙げられてきました。その後、特に平成18年度以降は多くの森林が所在する自治体を中心に、全国森林環境税創設促進連盟が結成され、森林環境税の創設に向けた運動が展開されてきたものです。

これらの活動が発端となり、今回、市町村が森林整備の主体となるという新たな森林管理制度の創設とともに、その財源となる森林環境税、森林環境譲与税が創設されたものです。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。よくわかりました。

それでは、まず初めに、一つ目の森林環境税について農林水産課長にお伺いいたします。環境税の概要について、わかりやすく教えてください。農林水産課長、よろしくお願ひいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

この森林環境税は、日本に住所を有する個人に対して課せられるという国税でありまして、年額1,000円、市町村において賦課徴収され、県を通じて国に納められる仕組みとなっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございます。

森林環境税の概要を課長より説明いただきましたが、清水にとって課税される森林環境税は非常に関心が高いと思います。

そこで、この森林環境税は、私たち国民はいつから、どのような形で納税することになりますか。農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） 6年後の2024年から開始されまして、住民税、個人住民税均等割とあわせて徴収されるということになっております。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 国税といいましても、課長の説明では徴収を行うのは市町村のようでございますが、時間はまだまだあると思っております。市民には、その必要性を含めた十分な説明ができるようお願いしておきたいと思えます。

皆様も御承知と思えますが、高知県におきましては既に県民に森林環境税が課税されております。今回、新たに同じような目的の国税が創設されることで、高知県独自の森林環境税が廃止されるようになるのではないのでしょうか。農林水産課長にお伺いたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

平成15年に高知県が全国に先駆けて導入した森林環境税は、5年ごとに見直し検討されております。昨年平成29年度にその検討がなされたところで、現段階では今後5カ年、平成34年、2021年度までは継続されるということになっております。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 引き続き課税されるということですが、用途について国税と県税の明確な違いは定められているのでしょうか。農林水産課長にお伺いたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

似通ったところはあるのですが、この税の2つの大きな違いを申しますと、県税は森林を管理する意思がある所有者の活動を支援するというに使われることになっており、一方、国税は所有者による管理がなされていない、もしくは所有者が管理をする意思がない森林を、その後、管理・保全するために使われるというものであります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 県としては、しっかりと連携しながら、それぞれ、ぜひするようお願いしたいと思っております。

次に、2つ目の森林環境譲与税について、環境税同様、概要をわかりやすく説明をお願いいたします。農林水産課長にお伺いたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

森林環境譲与税は、森林所有者による管理がなされていない森林を管理・保全していくために活用されるものです。このほかにも人材育成・担い手の確保など、森林整備やその促進に関する費用に充てるよう定められており、森林環境税を財源として市町村及び都道府県に配分されるものが森林環境譲与税です。なお、この譲与税は財源となる森林環境税の徴収が開始される時期より前倒しされ、来年度から配分されるということになっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） どうもありがとうございました。

課長の答弁にもありましたが、私たち市民に最もかわりができるのは森林環境譲与税ではないかと思えます。そこで、森林環境譲与税につきまして、もう少しお尋ねいたします。

都道府県及び市町村に配分されるとのことですが、来年度はこの土佐清水市にどの程度の譲与税が配分されるものと試算されておいでですか。農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

高知県による試算で申し上げます。来年度は本市は1,100万円が配分されることになっており、これは段階的に増額されまして、最終的には24年先である2033年度には3,800万円の譲与税が配分されるという試算になっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 今、課長から答弁がございましたが、来年度は1,100万円で最終的には3,800万円と試算されているようですが、どのようなルールに基づいて配分されるのですか。農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

配分ルールといたしましては、森林環境税額の10分の1に相当する額が都道府県に、残り10分の9に相当する額が市町村に配分されるということになっております。

また、各市町村への配分ルールといたしましては、当該額の10分の5の額を私有林人工林

面積で、10分の2の額を林業従事者数で、10分の3の額を人口割りで案分されるというルールになっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 市町村配分とは別に、高知県にも譲与税の配分があるようですが、こちらはどの程度の金額になるのでしょうか。農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

高知県に対しましては、来年度は1億4,300万円が配分されるという試算になっており、こちらも最終的、24年先である2033年度には2億1,400万円の譲与税が配分されるという試算になっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） ありがとうございます。

次に、土佐清水市において国の森林率を上回る86%のようでございますが、先ほどの説明でいただきました財源で、今後どこまで森林の手入れが、管理ができるものか想像がつきません。しっかりとした計画を持って進めていくようお願いしたいと思います。

そこでお尋ねいたします。市町村に配分された森林環境譲与税の使い道は、どのように定められていますか。ルールはあるのでしょうか。それとも譲与された市町村に任されているのですか。お伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

大枠の定義では、先ほども少し触れましたが、管理されていない森林の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないと定められております。

ただ、現在、県とかで行われております説明会の中では、各項目の詳細についてはまだ明確な回答が出されていない状況ではあります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） まだ決定されてないということでございます。

先ほど伺いました、高知県に配分される譲与税ですが、こちらも使い道にルールはあるのでしょうか。農林水産課長にお伺いたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

県に配分される譲与税につきましては、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないとされております。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 高知県とはしっかりと連携しながら、それぞれがぜひ効果的な事業実施ができるようお願いしたいと思いますが、来年度から早速譲与税が配分されるわけでございます。先ほど課長より、使い方に対する一定のルールが示されているように説明されましたが、土佐清水市としては、来年度どのようになっているのか、具体的な事業計画があれば教えてください。農林水産課長にお伺いたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

さきの答弁で申し上げましたが、平成31年4月より新たな森林管理制度が施行されるものですが、森林経営管理法には、森林所有者は、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。また、市町村は区域内に属する森林について、経営管理が円滑に行われるように、この法律に基づく措置、その他必要な措置を講ずるよう努めると、それぞれの責務が明確にうたわれております。

今後はこの責務、役目を実施するための準備を進めなくてはならず、具体的な事務といたしまして、本市における森林の中で一定期間以上手入れされていない、管理されていない森林を抜き出す作業を現在行っているところです。その後、その森林の所有者を特定する作業を行い、特定された所有者には今後森林をどのように管理するつもりなのかなど所有者の意向を調査する作業を進めます。

来年度はとりあえず、この事務作業に当たる臨時職員の賃金及び意向調査に係る通信料などを予算化する予定であります。

これら作業の一定のめどがつかましたら、将来的な大きな課題として認識しております森林を守る担い手の確保や人材育成の事業についても取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 今、課長の説明の中で、森林所有者は適切に森林環境を行う責務があるという法が、平成31年4月から施行されるとのことでしたが、私はまだ余り耳にしておりません。今まで、市民や森林所有者にどのように周知されてこられたのですか。農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） 議長、済みません。先ほどの数字でちょっと間違ったところがあったので、先に訂正させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（永野裕夫君） 訂正認めます。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） 済みません。先ほど、本市でも高知県でも譲与税の配分のところで、最終的には24年先である2033年と答えてしまいましたが、24年先である2042年が正しいので、大変失礼いたしました。

それでは、先ほどの御質問、森林所有者にはどのように周知されてきたのかということについてお答えさせていただきます。

私たち市町村職員向けの説明会がことし7月から開始され、先ほども触れましたけれど、現在も詳細な事項については明確にされていない部分もあるような状況です。一方では、来年度から早速に森林環境譲与税は市町村に配分され、関連する事務作業を進めなければなりません。

県が行う説明会の中で、県下統一の住民向けパンフレットを県において作成するよう要望しているところでありまして、現在準備がなされている段階です。そのパンフレットの配布から、初めて住民向けの周知を開始する予定です。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 今、課長のほうから答弁をいただきましたが、今からとのことのようにございます。私も含めまして、私の周辺の森林所有者は多分この制度について余り知り及んでいないのではないかと考えております。ただ、罰則は科せられるものではないと思いますが、

今後、十分な周知、説明を進めてほしいと願っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。本市の森林の中で長年手入れができていない、適切な管理がなされていないと思われる人工林はどのくらいありますか。把握されている範囲で教えてください。農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

森林管理を行うために、ほとんどが森林経営計画というものを策定し、市がその計画を認定することになっておりますが、本市にある森林のうち、現在この森林経営計画が策定されていない森林面積は1万1,867ヘクタールあります。ただし、この中には公有林、国有林や県有林、土佐清水市市有林も含まれております。現在、今回の事業で対象となります私有林のみを抜き出す作業を進めている最中でありますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 私も組合員の一人でありまして、本市では森林組合が唯一の経営事業体でありますし、本市の森林をしっかりと管理されてこられたと思っております。

ここで、ことし6月で森林組合を勇退されました、山下林栄前組合長の長年の御尽力に対しまして、この場をおかりいたしまして改めて敬意と感謝を申し上げたいと思っております。今後は、ますます健康で地域発展のために頑張ってもらいたいと願っております。

それでは、質問に戻ります。現在、手入れをされていない森林は伐採を行い、木材を売っても採算がとれない森林が残されているのが現状ではないかと思っております。これらの管理されないままの人工林の森林が多くなったことで水源地も荒廃し、下流の理水や治水にも大きな影響を及ぼしていると思っております。また、予想していなかった甚大な自然災害をもたらすという悪循環にもなってきていると思っております。これらの採算がとれない森林の管理が、今回の森林環境譲与税を使って今後管理ができるのですか。農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、市町村は、区域内に属する森林について経営管理が円滑に行われるように、この法律に基づく措置、その他必要な措置を講ずるように努めるものとする、との責務がありますので、今後、森林所有者からその森林の管理を市に任せたいとの意向が示された

場合、市はまずその森林において経営ができるか。経営とは、伐採に係る費用から伐採した木材を売却するなどしてお金を差し引いたとき経費が残るということですが、その経営が成り立たない、つまり経費に赤字が出るような森林に対して、市はこの森林を適正に保全するために譲与税を使って間伐等の作業を行わなくてはなりません。言いかえますと、このような事例になった森林は、今後、森林の管理がなされていくということになると思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 今後の進め方については一定の理解はできましたが、しかし、長年そのまま放置されていた森林所有者の把握から、その所有者の意向調査までだけでもかなりの事務作業が必要ではないかと推察いたしております。

先ほど課長より、来年度の事業計画について説明いただきましたが、本市全ての森林所有者の調査はどの程度の期間が必要とお考えでしょうか。農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

先ほどの来年度事業の説明の中でお答えいたしました、森林所有者を特定する調査とその所有者の意向調査について、モデル的に来年度は3区画程度で実施する予定です。この必要時間を基礎として、今後どの程度の時間・年数が必要かを見込みたいと思っておりますので、現段階ではどの程度の期間が必要かはお答えできない状況です。

なお、国からは、この所有者意向調査を15年程度で完了するようにとの説明はありました。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） まだ期間は限定されませんが、15年程度を目安にするということで、よくわかりました。

それでは、森林所有者の意向調査はどのような質問内容になるのでしょうか。所有者の多くの方々は、かなり高齢者だと思っております。できるだけわかりやすい文章にしなければならないし、内容等も吟味しなければならないと思いますが、担当課としては、どのような準備をされていますか。農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

現在、国が示す様式では大きな項目が3つありまして、1つが森林の所在地や管理者に市のほうが押さえているデータと間違いがないか。2つ目として、所有する森林は現在どのような管理や手入れをいるか。3つ目は、今後の管理をみずから行われるのか、もしくは市に任せたいのか、との内容になっております。この項目について理解していただく以前に、議員がおっしゃるように、今回の調査を行う目的について、よりわかりやすい説明が必要だと認識しております。

調査作業に入る地域を決めた後には、その地域で行われる集会等を利用して説明させていただき計画をしておりますが、調査対象になった所有者の方々への直接の説明の機会も持ちたいと思っております。今後、他市町村の例も参考にしながら課内で具体的な計画を進めたいと思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

（9番 細川博史君発言席）

○9番（細川博史君） 今、課長から森林所在地、どのような管理をするのか、今後どのようにするのか、より丁寧に説明をしていただきたいと思いますと思っております。

所有者の意向調査が実施された後、森林経営を市に委任するとの意向が示された森林の経営管理は誰がするのでしょうか。あるいは、どのような事業者が行うことになるのですか。農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（永野裕夫君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

森林の管理を市に委任するとの意向が示された森林のうち、林業経営が成り立つと見込まれる森林。これは先ほど申しましたが、木を伐採した後、経費が残る。このような森林については市から林業事業者、本市では森林組合になると思いますが、森林組合などに施業を委託し、管理してもらうということになります。

また、林業経営が成り立たない。間伐した経費から間伐した木を売っても赤字になるという森林については、その森林を定期的に切り捨て間伐して森林を適正に保全するという目的の作業を市が行わなければなりません。ただし、間伐作業は市直営でできるものではありませんので、こちらにも林業事業者に作業を委託するということになると思っております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 9番 細川博史君。

(9 番 細川博史君発言席)

○9番(細川博史君) つまりは、森林環境税は地球温暖化防止や災害防止を図るための地方の安定的財源となり、市町村においてはそれぞれに有効活用することにより、これまでの手入りができていなかった森林整備が進むことが期待できると認識することができました。

一方で、国民から新たな負担をしていただくものですので、市町村におきましては、その結果を明確に出さなければならないと考えております。私たち議会もしっかりとした検証を行う必要があると改めて感じているところでございます。

来年度から始まる新制度に伴う事業を実施するに当たり、本市の人的体制は十分なのか。どのような計画を持っているのか。また、この譲与税を生かした本市独自の取り組みをどのように考えているのか。最後に、泥谷市長に現在のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) この森林環境税、森林環境譲与税。これらにつきましては全国市長会を通じて要望した経過がありますが、先ほど農林水産課長から答弁しておりますように、制度の全容もまだ未確定な部分もありますし、来年度から始まる新たな事業でありますので、その事業量が見込みにくいという状況であります。担当者によると、今後、市に管理を任せられた森林の経営計画に関する作業等の段階に入ったときに林業に関する知識を持つ専門員がいないことに不安があると、そういうことも言われておりますが、今のところ現体制で対応しながら、今後事業を進めるうちに体制の見直しを考えてまいりたいと思っておりますし、また、将来的には広域で事業を進める体制づくりも必要かと思っております。

私の公約の一つでもある、市産材の使用を促進する補助事業も先行して実施しているところではありますが、新たな森林管理システムを順調に起動し、この森林環境譲与税により効果的に活用できるようしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 9番 細川博史君。

(9 番 細川博史君発言席)

○9番(細川博史君) どうもありがとうございます。

先ほども申しましたが、森林環境税により森林整備に対する地域の安定的な財源確保がされることで、森林の公益的機能の保持や災害防止による国民生活の安全・安心につながるとともに、森林の持つ地域活性化にも大きく寄与するものと大いに期待するところでございます。

しかし、今、市長も言われましたように、まだ始まったばかりの制度でもございますし、農

林水産課長の答弁でもまだまだ明快にされていない部分も多くあるように思います。議会といたしましても、ともに勉強していきたいと考えております。市民に混乱がないよう、しっかりとこの事業を進めていただきたいと切に願っております。

これで、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時23分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） 皆さん、こんにちは。午後が一番ということで、多少緊張しておりますが、よろしく願いいたします。

私は、本日は土佐清水市の津波対策ということで、医療の観点というような形で少し変わった質問をさせていただきたいと思っております。

「清水を守る、清水を育てる」を自身の政治信条として議員活動をさせていただいている私です。その私にとって、医療と教育は最大課題の一つであります。教育によるまちおこしを目指す「校前町構想」。その大きな要素の一つである清水高校の再興について、さきの9月議会の一般質問の中で取り上げさせていただきました。高校教育は、県教委にかかわる問題であることは十分承知しているのですが、地元の議会で発言することにより、県教委にも注目していただけるのではと期待感を持って発言させていただきました。

さて、今議会では防災対策、津波対策ですが、医療の観点から質問・提案をさせていただきたいと思っております。防災関連の質問等は、これまで多くの議員の皆さんからも質問・提案がなされております。避難路・避難道の整備、緊急時の物資の備蓄等、多くの課題については何度も議会で取り上げられております。

そこで、今議会での私の質問・提案は、これまで余り取り上げられていない医療、医薬品にかかわる形でさせていただきたいと思っております。

がしかし、まずは本市の防災計画推進の所管課のトップである危機管理課長にお伺いいたします。地域防災計画における備蓄に関して、御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

危機管理課長。

(危機管理課長 岡田敦浩君自席)

○危機管理課長(岡田敦浩君) お答えいたします。

南海トラフ地震等の大規模災害発災時には、道路網等のインフラの被災により物資の流通が遮断されることが予想され、また、発災当初の72時間は応急救助機関も人命救助に全力を注ぎますので、物資の空輸もままならない状況となることより、災害時に備え一定の物資の備蓄は当然必要となります。

土佐清水市地域防災計画における備蓄とは、どういうふうになっているのかとのことでございます。本計画の備蓄に関する事項は多岐にわたって記載され、またそれぞれの所管部局で備蓄対応することとなっております。なお備蓄でございますが、飲食物・資機材・燃料等を含めての備蓄と表現させていただきますので御了承お願いいたします。

防災計画の第2部防災予防、第4章災害応急対策・復旧対策への備え、第7節の緊急物資確保対策において、地震・津波災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備するとされており、日ごろより市民に対して防災意識の周知広報に努め、3日分の飲料水・食料等の個人備蓄を推進しているとともに、危機管理課といたしましても、万が一に備えまして各地区の防災拠点施設や2次避難所に、食料・水・生活用品・炊き出し用品・衛生用品・下敷き用マット・間仕切り用テント・発電機・照明機器・ラジオ・衛星携帯電話等の備蓄、配備を行っているところであり、次年度も避難所運営マニュアル策定に伴う県補助を活用して避難所運営資機材を整備を予定しており、備蓄の充実を図ってまいります。

また、県との連携も記載されており、総合公園に設置してあります県備蓄倉庫に、県が一定量の食料・飲料水・医薬品等を配備しており、発災時には提供を受け活用できることとなっております。

以上でございます。

○議長(永野裕夫君) 8番 甲藤 眞君。

(8番 甲藤 眞君発言席)

○8番(甲藤 眞君) ありがとうございます。

私自身も自主防災会の会長として、そのような備蓄のことについて、さまざまお教えいただいているところでありますし、また、自身の町でも資機材等、それから今の食料品等についてはさまざまなことを考えているところであります。

続きまして、医薬品等の計画での位置づけについてお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 危機管理課長。

(危機管理課長 岡田敦浩君自席)

○危機管理課長（岡田敦浩君） お答えいたします。

医薬品等の位置づけについては、本計画の地震・津波対策編、第3部災害対策、第2章災害応急対策活動、第7節の医療救護の第5項、医療品・医療資器材の確保において、健康推進課に担当していただきます、保健医療部医療救護班が医療品等の整備確保に当たるとし、医療・助産救護のための医療器具及び医薬品等は、原則として市が備蓄しているものを使用する。なお、不足する医薬品等につきましては医療機関から調達するとともに、県に応援要請するとなっております。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） ありがとうございます。

いよいよ、ここから私が一番今回の議会の中で質問していきたい、あるいは少し考えていきたい、そういう部分について、健康推進課の課長の戎井さんにいろいろとお話をいただきたいと思いますが、津波発生時には地理的環境から孤立が予想される本市にとって、備蓄の問題は非常に大きなものです。高知県医療救護計画の中では、災害時には平常時と異なる環境下で衛生状態が悪化し、医療関連感染が発生する危険性の増加等も考慮し、対応する支援体制の構築がなされています。

したがって、災害急性期に必要な医薬品等については、この高知県災害時医療救護計画の中にもしっかり記載されております。

しかしながら、高齢化の進む本市において、通院中の慢性疾患、例えば糖尿病であったり、透析であったり、高血圧、心臓病などを持つ高齢者の方々が薬を持ち出すことができなかった場合の対応等を考えていくことは重要であると考えたこと。そのことが本日の私の質問につながっているわけであります。

健康推進課では、医薬品の備蓄について何か取り組みはなされておるのでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

平成20年度に松谷病院、当時の足摺岬診療所に災害救急医薬品等整備管理に関する協定書を締結して医薬品等の備蓄を開始いたしました。その後、平成26年度からは足摺岬診療所にかわって渭南病院と協定書を締結して医薬品等の備蓄を行っています。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

(8 番 甲藤 眞君発言席)

○8番(甲藤 眞君) 非常に早い段階から、協定書を結んで医薬品の備蓄をされているということがわかりました。

ところで、医薬品は病院内で使用する流通消費はされておるのでしょうか。備蓄している医薬品の概要とあわせて御説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 健康推進課長。

(健康推進課長 戎井大城君自席)

○健康推進課長(戎井大城君) お答えいたします。

各病院と締結した、災害救急医薬品等整備管理に関する協定書で、病院内で使用できる医薬品等については使用有効期限までに使用することを規定しています。この協定書の規定に基づき、病院が救急医薬品等の有効期限を考慮して使用する医薬品等の在庫と調整の上、使用・補充を行いながら管理をする。病院が通常使用しない救急医薬品等については、有効期限を考慮して市が補充する。救急医薬品等の品目を変更する必要がある場合は、市と事前に協議した上で市に変更の届け出を行う。救急医薬品等管理において不測の事態が発生した場合は、病院は市に速やかに報告する、という取り扱いについて申し合わせをした上で管理をしています。

次に、医薬品等の概要については、痛みどめ、消毒液、点滴液、滅菌縫合セットなど、2つの病院合わせて67品目の備蓄を行っています。このうち有効期限前に購入している品目が48品目、三角巾など更新する必要がない品目が9品目であり、病院内で有効期限内に使用しているものが消毒液など10品目となっています。

○議長(永野裕夫君) 8番 甲藤 眞君。

(8 番 甲藤 眞君発言席)

○8番(甲藤 眞君) どうもありがとうございます。

ここまでお伺いいたしますと、まず、最も優先しなければならない命を守るという観点から、災害急性期の医薬品等について医療機関の協力を得て、備蓄等に努めておられることがわかりました。

本日の私の発言を繰り返しますが、地理的環境から津波発生時には四万十市、宿毛市からの孤立。水が引いた後も流木や倒壊のため道路は寸断される可能性が大きく、かつ復旧には相応の時間がかかることが予想される本市であります。多種多様な薬を必要とする慢性疾患の患者さんのことを考えると、行政の積極的な働きかけによる病院、薬局、卸が連携し、市内に薬を備蓄するようなことはできないのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 健康推進課長。

(健康推進課長 戎井大城君自席)

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

大規模災害時には近隣市町村から孤立することが想定されることから、市内2病院に医薬品等を備蓄しております。また、高知県の備蓄倉庫に保管している医薬品や各病院、薬局が保管している医薬品等については、大規模災害時に被災者への支援として使用することとなっております。

加えて、医薬品等が不足する場合は高知県に要請し、医薬品等の支援を受けることとなっております。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） 現状、今、御答弁いただいた形で対応していくということになるのではありますが、先ほど、私質問の中で流通消費という言葉を使わせていただきました。現実とは乖離するとは思いますが、この言葉を大きく膨らませて本市医療機関全てをカバーするような形の構想も一考に値するのではないかと私自身は考えております。

さて次に、どの患者がどの避難所に避難していて常備薬を携帯しているかどうかを迅速に確認。携帯していない場合は届けることができる体制づくりはできないものでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

慢性疾患等により服薬しなければならない方については、常用している医薬品を避難する際に持ち出せるように準備をしていただきたいと思います。そして、医薬品の種類、使用量が確認できるよう、お薬手帳を持って避難していただきたいと思います。そうすることで、発災後、災害支援が受けられるようになるまでの対策となりますし、携帯した医薬品がなくなった場合でも薬の種類、量が確認でき、医薬品を円滑に届けることにつながります。

災害支援が開始され、交通手段が確保でき次第、食料品等生活必需品の支援と同様に医薬品等についても県と連携して支援する体制となっております。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） 今、御答弁いただきました。お薬手帳というのが非常に力を発揮するのは、確かに事実だと思います。また、本市のお薬手帳は、数年前に市民課のアイデアでカバーがついております。あれはすごく便利でして、本当に携帯するには確かにいい形になっているとは思いますが、重要性の再認識ができたことと、それから市民課の皆さんの努力で、その

ようなカバーがついたことというのは、こういうときにも力を発揮するのではないかと私個人的には考えております。

ところで、私は10数年間にわたり民生委員をさせていただいていたのですが、本市の民生委員の皆さんの活動は、他の市町村のお手本になるようなものが数多くあります。その中の一つに緊急福祉カードの作成というものがあります。民生委員の皆さんがひとり暮らしの高齢者や見守りを必要とする方などを対象に、緊急時に必要と思われる情報、連絡先。通院している病院や服薬している薬等、さまざまな事柄を御本人の了解を得ながら作成されているのですが、そのことが地域の皆さんを見守る上で大きな安心感となっております。

そこで、これを膨らませたような形なんですけど、一つの提案なんですけど、薬局、特に調剤薬局さん。皆さん、病院へ診療した後、行かれるわけなんですけど、そういうところに協力をしていただいでですね、慢性疾患患者のリスト作成のようなことはできないでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（永野裕夫君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

慢性疾患患者のリスト作成については、大変多くの住民が対象となり、なおかつ疾患が多様であること、疾患に対する薬の処方についても病院受診により変わっていくことが想定されるため、個人が服薬する医薬品に関する正確な情報を管理することが非常に難しいと考えています。また、個人情報であり対象者全員の同意を受けることは困難であると考えます。

やはり、避難する際には、1週間程度服用できる医薬品とお薬手帳を携帯して避難することが実際の災害時には必要ではないかと考えております。必要とする医薬品の確保と薬の種類、服薬量を間違わずに支援を行うためにも必要であると考えます。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） 今、御答弁をいただきました。

確かに、このことは非常に難しい問題であると認識できました。

しかしながら、私としては少し膨らませてデータの一元管理的なことを考えておったわけです。高知県の災害時医療救護計画の中で、医薬品の備蓄とか、その他いろいろ書かれている中に、高知県内を6つのブロックに分けて保健所のあるところというような形ですが、そういうところでいろいろと、何ていうか、薬品のことであつたり何であつたり、いろんなことを対応するような形ができておるようです。

そこで私は、例えば清水の薬局さんといいますか、医療機関に協力をいただいて、何だかそ

ういものリストアップ、リストができたらずね、そういうのを例えば災害のときには大変な状態なんです、いわゆるそれぞれのブロックの中で一元管理していただいて対応できるようにすると、少しおもしろいことが起こるのではないかというイメージの中で、このような質問をさせていただいたわけですが、実際、課長の答弁にございますように、情報管理とか、個人情報のことというのは、昨今非常にいろんな問題をはらんでおるわけで、なかなか簡単にはいかないことではあるというのは認識しておりますが、何かのときに、例えば時期も時期ですので、県の関係の皆さんもひょっとすると各地域の地方議会の様子について聞き耳をそばたてているようなこともあるかもしれません。そこで、この質問といいますか提案は本当に大変難しい問題をはらんでいるのは十分承知しておるのですが、何かいい方法を、県とか、もっと言えば国といいますか、いろんなところで考えていただけるのではないだろうか。私のこの発言が議事録に残ることで、どなたかが目にさせていただいて、それなりの対応がまた、新しい動きができるのではないかという期待感を込めた質問でございました。

さて、ここまで質問に対して所管課の課長の皆さんから御答弁をいただいたところです。私は、本日の質問をするに当たり、清水の医療といいますか、医薬品を中心にですが少し現状について自分なりに考察を加えていったわけでありす。その中で、実はこの備蓄とは関係ないような話なんです、薬剤師不足という問題に直面いたしました。このことは、実際、清水の問題というよりは高知県の問題。もっと言えば全国で地方と言われるところの問題なのだと思います。

医療報酬等の改定によって、都会の規模の大きな病院での求人がふえたことがあり、地方での薬剤師といいますか、そういう方の状況というのは非常に不足している状況でありすし、そのことが高知県に帰ってくる学生が少なくなっているというのは事実だろうと思います。そしてまた、四国4県の中で、唯一、薬学部のない県が高知県であります。そのことも大きな要因の一つじゃないかと思ひます。

全国的に見ますと、同様に薬学部の存在しない和歌山県、山口県、沖縄県においては薬学部開設のための薬学部が開設される方向で準備が進められているようです。

本市の高知県の薬剤師不足の解消の一助となるような薬学部論議が、この本日の私の発言をどこかで見ていた皆さんが何だか薬学部というものについての論議を県内でされることを期待しつつ、本日の私の質問の本題に戻っていきたく思ひます。

さて、本日の質問の最後であります。災害時の避難所での慢性疾患患者への対応等について、市長の御所見を伺いたく思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 災害時の避難所での慢性疾患患者への対応等について市長の所見というところでありますが、今、危機管理課長、健康推進課長からそれぞれ答弁がありましたので、私の方からは地域防災計画における医療品等の位置づけや病院への医療品の備蓄、これについては詳しい答弁がありましたので、総括的な答弁をさせていただきたいと思えます。

南海トラフ巨大地震の際に第一にすべきことは、市民の命を守ることです。傷病者が多数出ることが予想され、まず被災してけがをされた人への救助活動を最優先します。その後に行くことは、助かった命をつなぐことです。避難所での被災者・避難者への支援を速やかに行わなければなりません。

避難所での慢性疾患患者への対応については、災害時の医療救護活動。このことについて少し説明をさせていただきますが、傷病者は市が設置する市内5カ所の医療救護所へ搬送することとなっております。医療救護所では、保健師・看護師等によるトリアージを行い、中程度の傷病者については市内救護病院へ搬送。重度の傷病者については、幡多の災害拠点病院である幡多けんみん病院へ搬送します。

避難所での慢性疾患等医療ニーズへの対応ですが、まずは服薬をしている方は、できるだけ避難袋などに医療品を保管するようにして、また先ほど来、出ておりますが、お薬手帳の携帯。これを大規模災害に備えていただきたいと、そういうふうによく呼びかけているところがあります。そのことが大切な命を守ることにつながります。

避難後の医薬品の補充については、避難所の運営を主体的に担う自主防災組織や消防団、ボランティアなどと市が連携して避難者が服薬している医薬品を確認し、補充すべき医薬品を把握した上で、高知県が総合公園に設置している防災備蓄倉庫に保管している医薬品を支給します。それでも不足する場合医薬品は、高知県医療支部に医薬品供給の要請を行い、医薬品の支給を受ける体制としております。そうして市民の命を守る。助かった命をつなぐ。このことを最優先に考え、今後も南海トラフ巨大地震への対策に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 8番 甲藤 眞君。

（8番 甲藤 眞君発言席）

○8番（甲藤 眞君） 市長、ありがとうございました。

高齢化の進む土佐清水市に暮らす私たちです。私ももうすぐ高齢者です。あと数カ月です。しかも慢性疾患を持っておりまして、朝食後、必ず薬を飲んでおる。こういう現状があります。それでこのような質問をさせていただきましたし、薬学部論議が県内あちこちで起こるとうれしいと思いながら、本日の質問を全て終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時46分 再開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

3番 武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 皆さん、こんにちは。清友会の武政健三でございます。前回、初めての質問は、南海トラフの質問をさせていただきました。津波が来る前に建物崩壊から身を守るための防護策。耐震改修工事の勧め。そして、その耐震工事に補助金が出て、安い値段で工事ができることをロコミで広げていく作戦。そりゃあみんなに言うちゃらないかん作戦を、ただいま実行しております。こういうチラシをつくりまして、今、これからですけども、市内1軒1軒、皆様にこの内容をお伝えしていきたい。非常にアナログなやり方ですけども、僕の考える告辞方法としては絶対身になる告辞方法じゃないかなと思っております。市内を、チラシを持って回っておりますので、内容を見た方は大事な御身内、大事なお友達にこの内容をお伝えください。いずれ来るだろう南海トラフ地震から1人でも命を救うための作戦ですので、どうぞ協力のほど皆さんよろしく願いいたします。

また、今月12月初旬には、全ての皆様のお宅に津波ハザードマップが届いていることと思います。このハザードマップというのは、地震に対する大切なことが物すごく詰められております。もう読んだから要らん。ごみ箱にぼい。これは絶対やめてください。必ず家の目につくところに貼っていただき、そして家族皆様で自分の命を守るためにはという内容の家族会議を必ず開いていただくように、よろしく願いいたします。命を守るための大事な内容がこのマップの中には詰められておりますので、常にこれを頭から離さないようによろしく願いいたします。

それでは、今回の本題に入らせていただきます。この土佐清水市は、先月11月末時点で人口の47.3%、これは約半分近い数字です。この方が65歳以上の方になります。ちなみに私もあと4年でこの仲間入りをするようになります。8年前の2010年のときは39.2%、約4割。それが12年後の2030年、この時点では55.1%になるだろうと予測されております。私は個人的な意見ではありますが、この土佐清水市は新鮮な魚を初め、おいしい野菜を含めて全ての食べ物がおいしく、そして何よりも青い空、青い海があり、本当に素晴らしい環境のこの土佐清水市。老後を過ごすには最高の場所だと私は考えます。私の県外在住の同級生も、できればいずれ清水に帰りたいという同級生もたくさんおります。もっともとお年寄りに対して優しい町にして、県外からもどんどん帰って来られる町。そしてこんな素晴らしい

環境の中で人生を終えたい、終活をしたいと全国の方々に思っただけのような自慢ができる町にしたい。そう願っております。そのためには、お年寄りのあらゆる不安を少しでもなくしていきたい。

そういう中で、年配の複数の方々からこんなお話をお伺いいたしました。私たちの大事な先祖の方々が眠るお墓の管理のお話です。子供たちが県外へ出てしもうて、めったに帰れん。お墓の管理を自分でずつしよるがやけども、階段を上がるのもやつとで、あと何年自分が掃除できるんやろ。頼む者もおらんし、どうしたらえいがかわからんがよ。また、身内がみんなおらんだったら永代供養も考えないかん。けんど値段が高いらしいし、ちゃんと聞ける人もおらん。みんなお墓に対して不安を抱えちよるけど、よう聞かんがよ、とお二人とも同じような内容のお話をいただきました。そんな折、ある方から神奈川県横須賀市でこんな取り組みをしているので読んでと資料をいただきました。

神奈川県横須賀市のひとり暮らしで身寄りがなく、生活に困っている65歳以上の方々の終活支援をサポートする事業、エンディング・プランサポート事業という取り組みの資料でした。詳しい内容は、あとで環境課長にお願いしておりますので割愛させていただきますが、私もこの夏に市内を1軒1軒すみずみまで歩き回りました。思ったよりも独居老人の方がたくさんいらっしゃいました。掃除もきれいにできていないのは、きっと御身内の方がいらっしゃらないんだろうなという家をたくさん目の当たりにしまして、心も痛めたことでした。さらに、これから5年後、10年後にはもっとこういうお宅が多くなるんだろうなと予測されます。

清水のお年寄りが少しでも安心して暮らせる町にしたい。少しでも、1つでも不安をなくしたい。そういう観点できょうはお墓の管理と終活に関する質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

まず、環境課長にお聞きします。管理者がいなく、荒れ果てた墓地が多く見かけるようになりましたが、対処方法はありますか。お願いします。

○議長（永野裕夫君） 執行部の答弁を求めます。

環境課長。

（環境課長 田村善和君自席）

○環境課長（田村善和君） お答えします。

墓地やお墓につきましては、いろいろな設置状態があろうかと思えます。市が設置する墓苑であったり、お寺さんや地域の共同墓地であったり、個人の土地に建てられているお墓など、さまざまであろうかと思えます。また、その中には武政議員が言われますように、所有者や管理者の方が地元にいなかったり、また高齢化が進み、管理が困難になっているような墓地がふえているのは現実であろうかと思えます。

その対処方法はないかとのことですが、お墓につきましては基本的には所有者個人の財産であり、これを市が管理したり撤去したりすることは政教分離の原則からしても困難であると考えます。環境課でも、個人の墓地などの設置申請、許可業務は行っておりますが、お墓の管理は行っておりません。そのため、やはり所有者や管理者の方が民間の業者さんなどに依頼して清掃等を行ってもらうことになろうかと考えます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） おっしゃるとおりですよ。お寺が管理している墓苑とか地域の共同墓地に市が関与できないというのは、これはもう本当に当然のことでございますね。所有者の方の自己責任という形になりますね。

では、まちづくり対策課長にお聞きいたします。市が管理している墓苑は、市がどこまでの管理ができるのか教えてください。お願いします。

○議長（永野裕夫君） まちづくり対策課長。

（まちづくり対策課長 早川 聡君自席）

○まちづくり対策課長（早川 聡君） お答えいたします。

市が管理を行っている墓地は、土佐清水市立グリーンハイツ墓地公園、土佐清水市立元町墓地、土佐清水市立清水ヶ丘墓地公園、越の清水第1号墓園、本町の貝塚墓地の5カ所でございます。

使用を希望する方につきましては、条例や規則で定める墓地使用許可申請書等を提出していただき、使用料を納付後に墓地使用許可書を市が交付いたしまして、申請者の皆様には御利用していただけるということになっております。

管理につきましては、グリーンハイツ・元町・清水ヶ丘の3カ所の墓地は、土佐清水市立墓地条例第10条によりまして、墓地の使用者は、使用墓地を常に清浄に維持しなければならないと規定しております。また、越・本町の2カ所の墓地は、土佐清水市有墓地使用・管理規則第9条によりまして、使用許可を受けた墓地の整地及び管理については、全て申込者の責任とすると規定しておりますので、使用の許可を受けた方につきましては許可を受けた区画の清掃等の管理を行っていただくようになります。

ただし、墓地の使用者が決まっていない区画や通路、周辺の木などの支障木などについては市の管理する区域でございます。

以上でございます。

○議長（永野裕夫君） 3番 武政健三君。

(3番 武政健三君発言席)

○3番(武政健三君) 墓地の使用者が決まっていない区画、通路、周辺の木の手入れは市が当然、市の管理ということで、個人の墓の敷地の中に市が勝手に入り込んで作業をするというのは、これはあり得ない話ですよ。こちらでもやはり所有者の自己責任ということになりますね。わかりました。

それでは、一番気になる質問です。環境課長にお聞きします。掃除、管理を代行してくれる業者。清水にはありますか。お願いします。

○議長(永野裕夫君) 環境課長。

(環境課長 田村善和君自席)

○環境課長(田村善和君) お答えします。

武政議員の質問通告を受けまして、シルバー人材センターに確認したところ、お墓の手入れの代行は行ってくれるとのことでありました。ほかにも2件ほどお墓の手入れなどを代行してくれる業者さんや個人の方がおられることは認識しております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 3番 武政健三君。

(3番 武政健三君発言席)

○3番(武政健三君) 実は、私もこれ調べました。結構安い金額で、本当に数千円でお掃除やっていただける業者あるんですよ。これ、結構知らないおじいちゃん、おばあちゃんいっぱいいらっしゃいます。

次に、その業者は市から紹介はできますでしょうか。環境課長、お願いします。

○議長(永野裕夫君) 環境課長。

(環境課長 田村善和君自席)

○環境課長(田村善和君) お答えします。

お墓を代行してくれる業者を市が紹介できるか、との質問でございますけれども、シルバー人材センターにつきましては、ぜひ紹介してくださいとのことでありました。市が紹介することは問題ないと思います。また、ほかの業者さんや個人の方についても、その方の了解が得られれば、あわせて情報提供したいと考えます。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 3番 武政健三君。

(3番 武政健三君発言席)

○3番(武政健三君) できるんですよ。この内容を本当に知ったら、喜ぶおじいちゃん、おばあちゃんがたくさんいらっしゃると思います。また、県外在住の方に清水の広報を送

っていることと思います。ぜひ、この内容をその広報に入れて告知をしてあげべきではないだろうかと思ひます。県外に行って、こちらに帰って来られない荒れ放題の墓の持ち主がこの情報を仮に知ったら、きっと願ひする方が1人でもふえるんじゃないか。そういうふうに思ひます。そしてまた、それがきれいな墓苑に近づけるのではないか。そういうふうに思ひますので、ぜひ実行していただければありがたいです。よろしく願ひいたします。

今回、冒頭でお話しました、永代供養の内容を知りたいということもあり、お寺を数件お邪魔させていただきました。永代供養も県外では高額な金額が多い中、この清水のお寺では本当に好意的な金額で親切に教えてくださいます。そして、考えられるあらゆる質問、これにもお寺の住職にいろいろ聞きました。直接聞いたら答えは至って簡単でシンプルな内容が多い話ばかりでした。しかしながら、年配の方々はこのを誰に聞いたらいいかわからない。どこに行つて聞いたらいいかわからない。住職さんに直接言つてええもんやろか。そういうおじいちゃん、おばあちゃん多いです。問題はここだと思ひますよね。例えば、市役所にこの墓地や終活に関する相談窓口を設置して悩みを聞いてあげる場所をつくる。答えは至って簡単なことが多いです。先ほど言つたように。また、専門的な内容につきましては、お寺さん、葬儀屋さん、清掃屋さんなど業者さんに紹介をして、そちらのほうに直接お話を聞いていただくということで簡単に解決できるのではないだろうか。個人的にそう思ひます。

ここで、環境課長にお聞きいたします。お年寄りの不安をなくすために、市役所に墓地管理、終活などの相談窓口を設置できないのでしょうか。願ひします。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 田村善和君自席）

○環境課長（田村善和君） お答えします。

墓地管理、終活などの相談窓口を設置できないか、との質問ですけれども、墓地管理や終活などの相談は環境課だけでなく複数課の所管にまたがる内容でありまして、環境課単独での対応はなかなか困難であると思ひます。どのような相談窓口があれば相談者のためによいのか検討する必要があると思ひます。なお、環境課に墓地管理などについて相談があった場合は、できるだけ情報提供を行つてまいります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） はい。担当課長としての答弁ありがとうございます。後ほど市長に所見を願ひしておりますので、市長の温かい答えを楽しみにしながら次にまいります。

それでは、先ほどお伝えいたしましたように、数年後には土佐清水市の人口の半分以上が

65歳以上の高齢者の方々になります。当然、ひとり暮らしの独居老人もふえることが予想されます。現状では、すぐには難しいことかもしれませんが、お年寄りに優しい土佐清水にするために、環境課長にお聞きいたします。

先ほどお話ししました、横須賀市の実行している終活サポート事業を参考に、土佐清水市独自のサポート事業はできませんでしょうか。終活サポート事業の内容説明も含めて答弁をお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 環境課長。

（環境課長 田村善和君自席）

○環境課長（田村善和君） 横須賀市の実行している終活サポート事業を参考に土佐清水市独自のサポート事業はできないか、との御質問ですけれども、武政議員の質問通告を受け、横須賀市の終活サポート事業について調べてみました。少し長くなりますけれども内容を説明させていただきます。

横須賀市では、2015年からエンディングプラン・サポート事業と名づけて、ひとり暮らしで身寄りがなく、一定の収入・預貯金以下の高齢者の方を対象として実施しています。希望する対象者が協力葬儀社と葬儀等の生前契約を交わし、費用も預けておく。また、希望によりリビング・ウィル、延命治療の意思についても市と葬儀社が保管しておきます。

次に、生前契約が終わったら市が支援プランを立て、カードを発行し、本人の希望により本人宅に定期的に訪問し、安否確認を行うとの内容でした。この事業により、入院や死亡などの緊急時に本人の希望が迅速に伝達でき、生前の本人の意思が反映されるというものです。

この事業の背景には、横須賀市には1万人を超えるひとり暮らしの高齢者がおり、身元がわかっていながら引き取り手がない遺骨も年間50体に上っていることがあるようです。また、きっかけとなったのは、あるとき孤独死を迎えた高齢者が自分の最後の預金で仏にしてほしいと書かれた遺書が発見されましたが、預金を引き出すことができず実現できなかった、という事例があったということです。

このような事業の内容を見てもみると、内容的に環境課の所管ではなく福祉部門の所管であろうかと思われます。現に、横須賀市では福祉部生活支援課が担当しております。ですので、環境課長として事業についての具体的な回答は控えさせていただきたいと考えますが、土佐清水市独自の終活サポート事業ということですので、まずは、土佐清水市で終活に関してどのようなニーズがどれだけあるのかなどを把握し、検討することが必要であろうかと考えます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 3番 武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君）　そうですね。これは福祉のほうになりますので、福祉事務所長にも入っていただきまして、土佐清水市にあった終活サポートをこれからじっくり検討していただき、さらにふえるだろう全ての高齢者の方々の不安を少しでもなくし、安心して暮らせるようになるプランの検討をどうかよろしくお願ひいたします。

それでは、最後に市長にお聞きいたします。墓地、終活の窓口及び土佐清水市独自の終活プラン事業についての所見をよろしくお願ひいたします。

○議長（永野裕夫君）　市長。

（市長　泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君）　今回の武政議員の一般質問、本当に身につまされるような思いで聞いておりました。墓もですね、やはり盆・正月、それから春分の日・秋分の日、年に4回はお墓掃除が要るということで、本当に高齢化をして、その墓の手入れがなかなか行き届かない。本当に身につまるような思いで聞いておりました。

以前、ふるさと納税のメニューにもですね、この墓掃除というメニューがあつて、大変御利用いただいている人もいたということも聞いておりますので、シルバー人材センターが担っていただけるような話もありましたので、そのシルバー人材センターも十分活用しながら、この対策をとっていったらなというふうに思っております。

まず、墓地、それから終活の窓口のことについてであります。本市では現在、市民課に総合窓口というのを置きまして、なるべく市役所に訪れた方は、この総合窓口の中で用が足りるような、そういう仕組みづくりをやろうということで、この1カ所、ワンストップで対応しているということで努力はしているところでありますが、お墓のことや終活のことなどの相談もできるようにするには、先ほど課長もお話ありましたが、やはりほかの関係課との情報を共有するということが大事であると思っておりますので、相談に応じるにしても総合窓口を中心としてワンストップでできる方法を、これからもっと創意工夫したいと思っております。まずは、相談に来られた方に、先ほども言いましたように、適切に対応できるように情報を収集して整理し、そして相談所に相談に来た方に情報提供できるよう体制を整えるように取り組んでいきたいと思っております。

それから、土佐清水市独自の終活サポート事業ということでありますが、横須賀市の終活サポート事業について、先ほど環境課長から説明がありました。私もちょっと、このエンディングプラン・サポート事業というのを見させていただきましたが、人情食堂たそがれ一番地、第1話ひとり暮らしの周平さん、終活を始めるの巻といひまして、漫画で大変わかりやすく、その支援の流れまでかっちり描かれておりましたので非常に興味深くこれを見たところであり、ただ、横須賀市という大都会であるがゆえの孤独死、それから身元がわかっていない、

引き取り手のいない無縁仏といえますか、そういう人たちが後を絶たずに、この事業を始めたということも聞いておるところです。この事業により、年間50件を超えていた、こういうふうな不幸なことがですね、半分近くまで減ったとも聞いておるところであります。議員の提案は、非常に大切なことだと思っております。ただ、横須賀市は人口40万人を超える、そういう中核都市でもありまして、清水は高齢化や独居高齢者が本当に多いという中でもあります、比較的地域のきずな、それから地域で支え合う、そういう風習が残るところでありますので、横須賀市とは違った、清水でどういうふうなサービスの提供ができるのか。また、どのようなサービスが望んでいるのか。そういう何と言いますか、思いと言いますか、そういうものも把握をすることが大事ではないかと思っておりますので、貴重な御提案をいただいたわけでありますから、これから高齢者の方々のもう一回意向も聞きながら各地域で一層安心して高齢者の皆さんが安心して暮らせるような、そういう生活できるよう、そういう取り組みを強めてまいりたいと思っております。

○議長（永野裕夫君） 3番 武政健三君。

（3番 武政健三君発言席）

○3番（武政健三君） 市長、ありがとうございます。

一応、わからないことがあれば市民課のほうに行けば、何とか対処していただけるという形で。はい。よろしく願いいたします。

数年後には2人に1人が高齢者になります。高齢者に対しては、本当に手とり足とりの行き届いたサービスができる土佐清水にしたい。そういうふうに思います。そして土佐清水の市役所に行けば、気安く何でも親切に教えてくれる。そんな優しい顧客満足度ナンバーワンの土佐清水市役所になっていただきたい。そういう思いが強いですので、どうかよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。5分程度休憩をします。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時15分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 皆さん、こんにちは。

今回、一番最後の10番目ということになってしまいまして、きのう、きょうと待ちくたび

れました。やっと出番が来たということで、やっていきます。

これまで同様、今回も市民の代表として市民生活の向上と市政発展の一助となれますよう、その思いを込めて一般質問いたしますので、執行部の皆様方には市民に対してわかりやすい答弁をいただければありがたく思っています。

今回の質問は、土佐清水市の財政見通しについてとジオパーク構想についての2点となっております。ともに本市のこれから大きく影響してくる課題だと考えています。

それでは早速ですが、通告に基づき一般質問を行います。

1つ目の土佐清水市の財政見通しについて、前回の9月会議一般質問で実質公債費比率の悪化に伴い、起債許可団体になってしまったことや、これから歳出を抑制していかなければならないことなどを聞いていったわけですが、このたび、ことしの長期財政見通しができたということで、その内容に従って質問していきたいと思えます。

それではまず、企画財政課長にお伺いをしておきます。公債費の推移、平成31年度から39年度、これ教えてください。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

平成31年度から39年度の公債費について、年度ごとにお答えさせていただきます。

平成31年度が16億8,000万円、平成32年度が16億4,000万円、平成33年度も16億4,000万円、平成34年度が17億円、平成35年度、16億6,000万円、平成36年度、16億6,000万円、平成37年度、15億8,000万円、平成38年度、14億2,000万円、平成39年度、13億1,000万円であります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） ありがとうございます。

31年度からということで、平成30年度が16億2,000万円になってますけど、そういうことでよろしいですか。まあ、ちょっとあれだったらいいですよ。ここわかるんで。

○議長（永野裕夫君） 答弁求めますか。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 結構です。大丈夫です。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 済みません。ありがとうございます。

次に、実質公債費比率の推移をお願いいたします。これ、もしよかったら30年度からわかれば。

○議長（永野裕夫君） 答弁準備できましたか。

7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 済みません。ごめんなさいね。通告では31年度からいうことだったので。それでとりあえずお願いします、じゃあ。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） 実質公債費比率、平成30年度はですね、19.2%。それから平成31年度18.7%、平成32年度も18.7%、平成33年度19.2%、平成34年度19.5%、平成35年度19.7%、平成36年度19.6%、平成37年度18.9%、平成38年度18.1%、平成39年度16.9%と見込んでいるところでございますが、県へ提出しております公債費負担適正化計画。そちらのほうを今、県と協議を進める中で、基金を活用した公債費の繰り上げ償還を行うことによって実質公債費比率を抑制していくような助言・指導がありまして、そのことを視野に入れた計画にすると、平成37年度に実質公債費比率が18%を下回ることとなります。2年前倒しとなるということでございます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） わかりました。

31年度からの推移を今聞いたわけですけど、これ企画財政課からいただいたもので、ここ見たら30年度、実質公債費比率19.2%。資料持ってたらわかるはずだと思ったので簡単に答えられるかなと思って聞いたんですけど。まあ30年度それで、30年度に19%を超えて、一旦18%台に下がって、また35年に19.7%。ピークがあって、そこから下がっていくという推移だったんですけど、その公債費適正化計画で2年前倒しになったということで、これが37年度に18%を切っていくようになったというふうな説明がありましたね。2年前倒しで計画をつくったということは、当初よりも2年分、何とか歳出を抑制がきつくなるのかなと思ったんですけど、それを、ちょっと基金を活用しながらということだったので、その影響というか、そのあたりわかりますか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) 基金ですね。今、いろいろ基金がありますけれども活用して、公債費の償還、毎年定期償還があるんですけれども、それを今年度分も含めて繰り上げ償還をすると。それをして実質公債費比率の抑制を図ってほしいという県からの指導・助言がありましたので、そうすることによって、平成34年度に1億6,000万円ぐらい基金を使って繰り上げ償還を今、予定というか、計画をするような、そういう計画にやりかえると2年前倒しになるということでございます。

○議長(永野裕夫君) 7番 岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) 了解です。基金使うということ。

そしたら、実質的な交付税の推移。このあたり、どのように見込んでいますか。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

まず、普通交付税につきましては、平成30年度の決定額33億4,935万円をベースといたしまして、毎年2,000万円ずつの減額を見込み、前年度に国勢調査が実施されます平成33年度と平成38年度には、人口減少による影響を考慮し、対前年度比で約1億3,000万円程度の減額を見込んでおります。

特別交付税につきましては、平成31年度を対前年度比3,000万円減の6億円と見込みまして、平成32年度以降は、毎年1,000万円ずつの減額を見込んでおります。

それと臨時財政対策債につきましては、平成31年度以降、平成29年度の決算額2億1,606万2,000円に、先ほどの普通交付税の減少率と同じ率を掛けた額で推計を行っております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 7番 岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) わかりました。ちょっとずつ減っていくということで。

そしたら次に、収支の推移。これまたお願いします。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

平成31年度につきましては、収支差はプラスマイナスゼロでございます。平成32年度は

プラスで8,000万円、平成33年度がマイナス5,000万円、平成34年度がマイナスの1億1,000万円、平成35年度マイナス1億9,000万円、平成36年度マイナス2億5,000万円、平成37年度マイナス3億1,000万円、平成38年度マイナス1億6,000万円、平成39年度マイナス1億5,000万円となっております。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） わかりました。

平成33年度以降からマイナスが続いていくということで、マイナスですから、つまり財源不足となっていく見通しがなされているということですね。

そしたら、この長期財政見通しの中にも、今言ったとおり、平成33年度以降財源不足になっていくということが書かれていますが、この財源不足が平成33年度から始まって39年度までしか見通しは出ていないですけど、その推移の中で幾らとなる見通しがなされていますか。金額ですけど。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） 33年度以降、財源不足のトータルで言いますと、総額で12億2,000万円の財源不足というふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） これ、わからんかもわからんけど、40年度以降ってわからないですよ。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） 申しわけございません。平成40年度以降は、まだ見込みを立てておりませんのでわかりません。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 了解です。わからんということで。

そしたら、財源不足に対しての対応策として、基金取り崩しにより補填していく状況ということなんですけど、今現在、平成30年度末の基金残高というか、基金どのくらいあるか教え

てください。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

平成30年度末の基金残高の見込みでございますけれども、まず、財政調整基金につきましては約7億5,000万円、次に減債基金で約1億円、ふるさと元気基金が約1億円、それからふるさと水と土保全基金、こちらのほうが約1,070万円、地域福祉基金が約2億7,600万円、施設等整備基金が約1億3,800万円、国際交流基金が5,000万円、肉用牛導入資金供給事業基金、こちらのほうが約600万円、防災対策加速化基金約2,450万円、学校施設整備基金、約300万円の計約14億5,000万円ではありますが、特別会計であります再生可能エネルギー基金、こちらのほうが約2億円ありますので、それを含めると基金残高は約16億5,000万円となる見込みでございます。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 済みません。最後、16億5,000万円。わかりました。基金の合計で、全て合わせて16億5,000万円あるということ。

そしたら次に、この全て基金合計したら16億5,000万円なんですけど、その中で財源不足に充てられる、充当することができる基金はどういったものがありますか。

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

財政調整的な基金というのは財政調整基金と減債基金だけで、そのほかは特定目的基金のほうに分類されますので、厳密に言えば、財源不足に充当できる基金は財政調整基金と減債基金の2種類しかないということになります。

しかしながら、特定目的基金につきましても、その目的に沿った活用が可能でありますので、歳出予算の財源として有効に活用していきたいというふうに考えておりますので、先ほど答弁させていただきました基金のうち、ふるさと水と土保全基金の約1,070万円、肉用牛導入資金供給事業基金約600万円。この2種類、計2,030万円。この2種類以外の約16億3,000万円が活用できるものというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) ありがとうございます。

そしたらまあ、基金が16億3,000万円。この財源不足に充てられるということで、今、10年先の見通しでしかないですけど、その部分の財源不足に対しては、ちょっとかなり少なくなるとはなるけど対応、どう言うたら。これは充てることによって財源不足は解消できていくということで。わかりました。そしたらオーケーです。

次に、投資的経費について教えてください。そもそも投資的経費ってどういったものなのでしょう。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

投資的経費は、道路や橋梁、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備などに要する経費で、いわゆるハード整備にかかる経費でございます。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 7番 岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) ありがとうございます。

そしたら、まあそういったものということで。

済みません。通告で投資的経費の概要について何点か通告していたんですけども、ちょっと時間的な事情というか、ちょっと足りなくなるかもわからないので、申しわけないですけど今回ちょっと割愛させていただきます。ちょっと観光商工課長と農林水産課長にお伺いしていた分を割愛させていただきます。

それでは、引き続き企画財政課長にお伺いをいたします。これまでの投資的経費の決算額は幾らになっていきますでしょうか。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

平成27年度からの決算額をお答えさせていただきます。

まず、平成27年度につきましては18億3,211万8,000円、平成28年度が26億9,518万3,000円、平成29年度が27億3,640万2,000円となっております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 7番 岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) 大体で言うと平成27年度が18億円で、27年度が26億9,000万円だから27億円ぐらいで、平成29年度が27億円ということ。わかりました。

そしたら、この長期財政見通しでの平成33年度までの投資的経費の金額をお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

平成30年度、今年度が29億8,300万円、平成31年度が12億6,200万円、平成32年度が24億3,200万円、平成33年度が11億9,100万円となっております。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 7番 岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) そしたら、投資的経費34年度以降、この見通しによると34年から39年までの6年間、これが7億円で全て推移していってますけど、この7億円で推移する理由をお願いいたします。

○議長(永野裕夫君) 企画財政課長。

(企画財政課長 横山英幸君自席)

○企画財政課長(横山英幸君) お答えいたします。

平成34年以降実施を予定している大型事業がないことと、それと平成29年度の投資的経費の決算額が27億3,640万2,000円のうち、道路改良等、毎年経常的に実施している経費が5億円でありますので、その5億円とそれ以外の臨時的な投資的経費を約2億円と見込んで計7億円というふうにしております。逆に言えば、実質公債費比率も18%を超えておりますので、投資的経費を7億円以内に抑えつつ起債の発行も優良債以外は発行を抑えていかないと、この厳しい財政状況を乗り越えることは難しいというふうに考えておりますので、投資的経費を約7億円と見込んでおります。

以上です。

○議長(永野裕夫君) 7番 岡本 詠君。

(7番 岡本 詠君発言席)

○7番(岡本 詠君) わかりました。

34年度以降、大型事業がないということと、あと投資的経費を7億円以内に抑えていかないとなかなか厳しいということ。

そしたら、市長にお伺いいたします。平成34年度以降、投資的経費が7億円で推移しています。そして今の課長の答弁のとおり、7億円以内に抑えないとなかなか厳しい状況で、この状況を取り切れないというふうな答弁でしたが、7億円でやっていけるのかどうか。そのあたりお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど、企画財政課長から答弁があったように、これまで集中的に実施してきた防災対策関連事業や今後実施予定のメジカ産業再生プロジェクト関連事業といった大型事業は、一定、平成33年度で完了となります。

7億円でやっていけるのかという質問でございますが、これはあくまでも見込みであり、職員が一丸となって知恵を出し合い、工夫しながら行政運営を行う所存であります。

過去を振り返りますと、小泉政権時の三位一体改革により、大変厳しい財政状況が続いていた平成17年度ごろ、当時、投資的経費が約8億円でありましたので、この数字は決して不可能なものではないと思っております。

現段階で見込んでいる、この7億円という金額ではありますが、実際、そのときに必要となる事業があった場合は、これに上乘せすることもあるかと思えます。

ただ、そういった場合でも丸々単費で実施する事業というのはほとんどありません。現在でも補助金や有効な地方債を活用して、実質的な市の持ち出しは抑えているものばかりでありますので上乘せ部分がダイレクトに市の財政に影響するものではありません。

これまでも答弁してきたように、特に投資的経費については、事業の緊急性、必要性、投資効果、優先順位の選択等、十分に検証しながら既存事業の廃止・縮小、国・県補助金の積極的な活用など財源の確保に努めることで市民サービスの低下を招かないよう市政運営を行ってきたいと考えております。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 途中で言われた、ちょっと以前の平成17年でしたかね。投資的経費が8億円になっていた時期があったと。それから今回7億円で推移するけど、そのときの8億円でやっていけたから7億円でもやっていけるというふうな内容に聞こえたんですけど、これで間違いはないですか。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） その当時、大変厳しい財政状況の中で、職員が知恵を出し合いながら

この状況を乗り切ったという経験がありますので、今、7億円というその数字が先行しておりますが、これはあくまで見込みでありまして、先ほど説明をいたしましたように、実際、そのときに必要となる事業があった場合は、これに上乘せすることもあろうかと思えます。そういった意味で答弁をいたしました。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 平成17年に8億円で。19年ですか。17って聞こえたけど、済みません。19ですね、そしたら。19年に投資的経費が8億円だったのではという話だったと思うんですけど違いましたかね、市長。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 19年には約8億円。先ほど課長も答弁をしておりますが、なぜこの7億円を見込んだという理由は、先ほど課長が答弁しました。もう一回言いますか。これはですね、毎年道路改良など恒常的に、経常的に実施している経費が5億円でありますので、その5億円とそれ以外の臨時的な投資的経費を2億円と見込んで7億円としたと。そういう考え方であります。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 僕、そういうことを聞いてないんですよ。

まず、見込んだ理由というのは、さきに課長に聞いてるんで、それをわかった上で市長に7億円でやっていけるのですかという質問だったんですね。その中で、平成19年ですか。そのときに8億円でやっていたと。それで今回7億円という見通しになっているけど、できるというふうな話に聞こえたので、その内容で僕が間違っただけでなく理解してますかという質問を今したんですけど。それでよかったですかね。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 何回も言いますように、7億円でやっていく見込みを立てているということでもあります。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） そしたら、平成19年の話は要らなかったと思うんですけど。普通に聞いたらですよ、今回、7億円ということは、投資的経費に7億円以上かけられないぞという、

それ以上かけていると厳しいからというふうな話やったじゃないですか。それで平成19年のときに8億円という数字が出て、7億円よりも1億円多いわけですよ。投資的経費の予算が。そしたら1億円分、ちょっと7億円よりは余裕あるじゃないですか。だから、でもその1億円で結構大きいと思うんですけど、そのときに8億円だったから7億円でもやっていけるといふような答弁が今ありましたので、そういう理解でよかったんですかというのを、まず聞いたんですけど、そこなんですけどね。ちょっと市民感覚で聞いても理解できないというか、さっき言ったように平成19年のときに8億円で投資的経費だったので、今回7億円だけやっていけますというふうなところが、例えば、同じ7億円だったら話がわかるんですけど、8億円と7億円といたら金額違うじゃないですか。で、何で平成19年の話が出てくるのかなと思ってまあ聞いたとこなんですけど。

○議長（永野裕夫君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 平成19年というのですね、人口規模も今よりは4,000人ぐらい多くて、また状況が変わった中で、支出とかいろんな部分で切り詰めてやってきたと。そういう実績で19年に8億円でやってきたと。今の状況の中で、7億円でやっていけないことはないということを言いよるんですよ。わからないですか。

○議長（永野裕夫君） 7番 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） わかりました。

そしたら、課長、済みません。平成19年、さかのぼって前後3年ぐらい。19だから16、17、18と19年が8億円でしょう。その次の20、21、22。前後3年間ぐらいの投資的経費。これちょっと教えてもらいたいんですけど。

（「通告にないことでは」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 企画財政課長、答えられますか。

岡本議員、ただいまの質問については、再質問で通告に取り扱ってないという質問だというふうに議長のほうは判断しておりますので、後で書類なり文面なりで返事をしてもらうということで体制を整えたいと思いますので。

（「そういうことじゃなくてですね。ルールはルールとしてあるんですから。議運で諮ってください。とめて。議事をとめてやってください。諮ってください。こんな質問がいいのかどうかも含めて」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 岡本 詠君。

（7番 岡本 詠君発言席）

○7番（岡本 詠君） 前回もちょっと似たようなやりとりありましたが、議員は通告した上で、その通告に対する答弁をいただいて、今、市長の答弁ですけど、市長の考えがわかるわけじゃないですか。その市長の答弁の中に、僕、今まで言ってきましたけど、8億円でできたから今回もやっていけるというふうな意見というか、市民はこう思うんじゃないですかという質問をしているわけですよ。これ、通告外になるかどうか。そのあたり、議長どうなんですか。

○議長（永野裕夫君） ただいまの質問を精査いたします。

それと答弁についても精査をいたします。

これは私の権限の中では、通告外の質問というふうに取り上げております。ですから、この分に関しましては、私の判断では、この129条、普通地方公共団体議会の会議中の法律、会則によって、この分に関しては、今は通告外。議会制民主主義の中の、この土佐清水市議会は通告制をとっておりますので、通告制以外の質問につきましては、再度、再々度ということで審議が今のように中断をいたします。ということは、やはりこれはもう一度精査をして、今の質問は発言を撤回するように、そのように指導いたします。

（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 暫時休憩いたします。

午後 2時49分 休 憩

午後 4時34分 再 開

○議長（永野裕夫君） 議事を再開いたします。

執行部と岡本議員との意見の食い違い等があり、議場が紛糾いたしたため、議会運営委員会で協議をした結果、地方自治法第129条の規定に基づき、7番岡本詠議員の発言を禁止します。

本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 前田議員。

（10番 前田 晃君自席）

○10番（前田 晃君） この問題の議長の対応と進め方について、要請をさせていただきたいと思います。

本市の場合、会議規則の62条で通告制、文書通告制をしいておりますけれども、質問についてですね。この理由は、会議の運営が能率的に進むように。しかも、その質問の答弁がきちっとしたね、正確な答弁であるようにということで、この制度をしいているというふうに思うんですけども、そのために事前の打ち合わせもやっておりますが、双方の質問の意図がですね、食い違いがあることもまあまああるわけですよ。そして、その打ち合わせができて答

弁を聞くわけじゃありませんので、その答弁によって質問をしたいところの、深くですね再質問をしてきわめたいということもあるわけなんですよね。ですから、通告制はしていますけれども、再質問で通告したことを深めるといことは大いにあり得ることなので、その点が1つと。

それから議員にとって、この議場の中で質問をしたり、それから意見を言うということは、議会活動の柱でありますし、議会活動の命と言える部分やと思います。議長の104条ですかね。議長の議事整理権というのがありますけれども、議員の意見を表明する権利ですね。議会活動を最大限尊重するような、そういった議会運営、対応をぜひとっていただきたいということを要請しておきたいと思います。

以上です。

○議長（永野裕夫君） ただいまの意見を十分にこれから精査をし、あくまでも議会発議を最大限に、どういうふうな形で市民のためにできるのかということも考慮しながら、いま一度再確認をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま市長から議案第90号「平成30年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」及び議案第91号「工事請負契約金額の変更について」の議案2件が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第90号及び議案第91号を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 異議なしと認めます。よって議案第90号及び議案第91号を議題とすることに決しました。

議案第90号及び議案第91号を議題といたします。職員に議案の朗読をいたさせます。

（議案朗読）

○議長（永野裕夫君） 議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） ただいま御提案をいたしました追加議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第90号「平成30年度土佐清水市一般会計補正予算（第5号）について」であ

ります。本件につきましては、平成30年11月17日に足摺テルメの男性浴場内のサウナ室で発生した火災により焼失した床・壁・天井等の修繕費用を計上するものであります。財源につきましては、建物総合損害共済金が全額措置される予定であります。年末年始の繁忙期を控え、営業再開に向け、早急に対応する必要があることから、今回、追加提案するものであります。

次に、議案第91号「工事請負契約金額の変更について」であります。平成30年7月25日付で人見建設代表 人見則子氏と工事請負契約を締結し、実施しております浦尻冷凍保管施設新築工事について、建築基準法の特殊建築物に該当し、火災による延焼を抑制する性能の間仕切りパネルを中央室の両側壁に施工する必要があるため、契約金額が2,459万7,000円の増額となりました。このため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条並びに地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、工事請負契約金額の変更について議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議をいただき、適切なる決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。この際、議員各位にお願いいたします。議案第90号及び議案第91号については、所管の委員会に付託し審議を願うこととしておりますので、この点十分お含みの上、質疑されますようお願い申し上げます。

議案第90号及び議案第91号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市長提出議案第63号「平成30年度土佐清水市一般会計補正予算（第4号）について」から議案第91号「工事請負契約金額の変更について」までの議案29件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。なお、委員会の日程は、予算決算常任委員会は12月12日午前9時から、総務文教常任委員会は13日午前9時から、産業厚生常任委員会は同日午後1時から、それぞれ開催いたします。各委員会は12月18日までは各案件の審査を終わりますよう特に御配慮をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月18日午前10時に再開いたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 4時43分 散 会